

春日井市子育て子育て総合支援館利用者駐車場使用料助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市勝川駅南口立体駐車場又は春日井市勝川駅前地下駐車場（以下「駐車場」という。）を利用して春日井市子育て子育て総合支援館を利用する市民に対し予算の範囲内で助成するものとし、その助成について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この要綱により助成の対象となる者は、春日井市子育て子育て総合支援館を利用する者で、駐車場を利用する運転者又は同乗している子どもが市内に住所を有するものとする。

(申請等)

第3条 助成を受けようとする者は、駐車場を利用した日に、駐車場使用料助成申請書（別記様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(助成の決定)

第4条 市長は、前条の助成の承認をしたときは、第2条に規定する者が持参する春日井市勝川駅南口立体駐車場駐車券又は春日井市勝川駅前地下駐車場駐車券（以下「駐車券」という。）に割引印を押印することにより申請者に通知するものとする。

(助成の額)

第5条 助成する額は、駐車場の使用料として支払う額とし、1回につき450円を限度とする。

(譲渡等の禁止)

第6条 駐車券は、譲渡する等他人に使用させることはできない。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市子育て子育て総合支援館利用者駐車場使用料助成要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市子育て子育て総合支援館利用者駐車場使用料助成要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

入 館 票		ほごしゃめい 保護者名			
	子 ど も	住 所	かすがいし 春日井市		
			市外		
	なまえ 名前				
		幼稚園・保育園	歳		
		小・中学校	年		
<input type="checkbox"/> (宛先) 春日井市長 駐車場使用料助成申請書 春日井市子育て子育て総合支援館利用者駐車場使用料助成要綱の規定に基づく使用料の助成を申請します。なお助成金は春日井市が駐車場管理者に支払うことを承認します。 ※助成を申請する方は、駐車券を添えて運転免許証を提示してください。					